

令和4年6月9日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員 杉 江 友 介 肥 後 洋一朗
原 田 亮

賛 成 者

大阪府議会議員 魚森ゴータロー 坂 上 敏 也
笹 川 理 おきた 浩 之
植 田 正 裕 牛 尾 治 朗
岡 沢 龍 一 前 田 洋 輔
加治木 一 彦 藤 村 昌 隆
西 野 修 平 塩 川 憲 史

第1号意見書案

阪神高速道路松原線工事に伴う渋滞解消策充実に関する意見書

阪神高速道路は、大阪のみならず関西の交通インフラの基幹である。その役割は関西経済や府民の日々の生活において極めて重要である。

この交通インフラを維持発展すべく、阪神高速道路株式会社では、構造物の長寿命化に向け高速道路リニューアルプロジェクトを企画し、繰り返し補修を行っても健全性を引き上げることができず、将来的に致命的な損傷に進展するおそれのある箇所については、大規模更新事業を行うものとし、その一環として、令和4年6月1日より、阪神高速道路松原線喜連瓜破付近橋梁架替え工事を開始している。

当該橋梁の老朽化による機能不全を未然に防ぐことは重要であるが、同工事については喜連瓜破出入口から三宅ジャンクションまでの約2.5キロメートルもの距離を、3年間という長期に渡り通行止めするものとされている。

同工事の工法決定にあたっては、阪神高速道路大和川線の完成により、同線への迂回が可能となったことから、松原方面から大阪市内へ向かう自動車の一定割合が阪神高速道路大和川線へ迂回することが期待されている。

しかしながら、松原方面から大阪市内へ向かうには阪神高速道路大和川線、同湾岸線、同大阪港線を経る必要があり、長時間を要するため、松原方面より一般道路を北へ進み喜連瓜破ランプから阪神高速道路松原線を経るルートを選択するドライバーが多くなることから、上記一般道路に大渋滞が発生することが懸念される。

一方で、阪神高速道路大和川線鉄砲ランプと同堺線住之江ランプは近距離であり、両者での乗り継ぎを実施することで、大阪市内への移動に必要な時間が大幅に軽減され、このルートを選択するドライバーの増大が期待できる。

よって国においては、阪神高速道路株式会社の株式の半数を有しておることから、地域交通の機能不全につながりかねない事態を少しでも防ぐべく、同社に対し、阪神高速道路大和川線鉄砲ランプと同堺線住之江ランプの乗り継ぎを可能とするよう善導することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第2号意見書案

ギャンブル等依存症問題に関する対策強化を求める意見書

ギャンブル等依存症は、日常生活や社会活動に支障を生じさせ、多重債務や失業、借金や貧困といった経済的問題、引きこもりやうつ病の発症といった健康問題、さらには子どもを含めた家族とのトラブルや家族の苦悩、大学生等であれば中退といった問題を生じさせ、虐待、自殺、犯罪といった社会的問題と負の連鎖を引き起こすことが往々にしてある。

また、コロナ禍の影響もあり、オンライン・カジノと言われる海外ネット経由のギャンブルや公営ギャンブルのスマホ・アプリ投票によるギャンブル依存症の問題も増えてきているとの調査もある。

このようなことから、ギャンブル等依存症問題は、日本社会全体の深刻な問題でもありと捉え、より一層、その対策や規制を強化し、関係機関への支援を充実させるべきであると考えことから、下記の事項について、強く要望する。

記

1. オンライン・カジノの規制に関する法整備を早急に講じること。
2. ギャンブル等依存症に関する専門人材の育成や、そのために必要なプログラム開発に関する研究等への支援の充実を図ること。
3. 自治体やNPO等が「ギャンブル等依存症者向けシェルター」の整備を行えるよう、国が支援制度を整備すること。
4. 社会全体で「ギャンブル版ハームリダクション」に取り組める環境整備を行うこと。
5. ギャンブル等依存症の当事者及び家族が、身近で様々な場において、相談や支援を受けることができる環境を積極的に整えること。
6. ギャンブル等に関する過度で刺激的な広告の規制に関して、ルール化の積極的な議論を行うこと。
7. ギャンブル等依存症に陥らない為の予防啓発や教育機関等での取組を強化すること。
8. 上記項目1～7に必要な予算を十分に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第3号意見書案

我が国経済の力強い成長を実現させるためスタートアップ企業に対する大胆な支援制度を創設するよう求める意見書

我が国のスタートアップの数は近年増加傾向にあるものの、企業年齢0～2年の企業が企業全体に占める割合は**13.9%**にとどまり、米国（**20.5%**）、英国（**22.4%**）、フランス（**22.8%**）に比べて依然として低い状況にある。また、我が国の上場企業は、**1945年**から**1954年**に設立された企業が**119社**と最多である一方、米国の上場企業は、**1995年**から**2004年**に設立された企業が**124社**と最多である。さらに我が国では成長するスタートアップが少なく、いわゆるユニコーン企業（時価総額**10億ドル**超の未公開企業）の数は、**2021年3月1日**現在、米国**274社**、中国**123社**、欧州**67社**であるのに対して、日本はわずか**4社**にとどまっている。

このような状況の中、政府は我が国経済の力強い成長を実現させるためには、イノベーションの担い手であるスタートアップを徹底的に支援し、新たなビジネス、産業の創出を進めるとともに、高い付加価値を生み出す成功モデルを創出する必要があるとし、**2022年**をスタートアップ創出元年として位置づけ、6月までに5か年計画を設定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むことを掲げている。

具体的には、上場を果たしたスタートアップがさらに成長していけるよう、資金調達を行いやすくするための上場ルールに見直すなど、スタートアップ・エコシステムを大胆に強化するとともに、地域の中小企業と連携した大学発ベンチャーの創出などにも取り組み、戦後の創業期に次ぐ、日本の「第二創業期」を実現するとしており、岸田首相が議長を務める「新しい資本主義実現会議」が昨年**11月**に取りまとめた緊急提言においても「スタートアップの徹底支援」が成長戦略の柱の一つとして位置付けられた。

国は、令和2年7月に、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む4都市を、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略の「グローバル拠点都市」に選定したが、今後、更なるスタートアップ支援の取り組みを強化していく上において、国が果たすべき役割は極めて重要である。

よって、国においては、我が国経済の力強い成長を実現させるため、スタートアップ企業に対する大胆な支援制度を創設するよう強く要望する。

記

1. スタートアップ企業の育成等を図り、司令塔機能を明確化すること。
2. 人材の流動化や投資環境を整備するなど、スタートアップの創出・成長発展を促し、上場やユニコーン企業の誕生などを後押しすること。
3. 国が指定した「グローバル拠点都市」への継続的な支援及び規制緩和を行うとともに、資金調達を支えるための積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第**99**条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣